

離婚の際に称していた氏を称する届をされる方へ

離婚後も婚姻中の氏を名のる場合は、離婚と同時にまたは離婚の日から3か月以内にこの届をしてください。

- ※ 協議離婚の場合は届出の日から、調停・和解の場合は成立の日から、請求の認諾の場合は認諾の日から、審判・裁判の場合は確定の日から3か月以内です。
- ※ 離婚届と同時に届出をされない場合、離婚後の氏は原則旧姓にもどります。

(1) 氏名・生年月日 …… 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されている氏・名で書いてください。
 ※ 戸籍に記載されている氏名が、例えば「邊」など旧字で記載されている場合、別途申出により「辺」に更正することができます。詳しくは、ご相談ください。

(2) 住所 …… 住民票のあるところを書いてください。

(3) 本籍 …… 現在の本籍を書いてください。
 ※ 筆頭者氏名は、戸籍のはじめに記載されている方の氏名を書いてください。
 ※ 離婚届とともに届出るときは、離婚前の本籍を書いてください。

(5) 離婚年月日 …… 離婚の日を書いてください。
 ※ 調停・和解の場合は成立年月日、請求の認諾の場合は認諾年月日、審判・裁判の場合は確定年月日を書いてください。

(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍 …… この届出により、新戸籍を編製することになりますので希望する本籍を書いてください。
 ※ 本籍の表示は、住居表示を実施している市区町村では「番地」に代えて街区符号の番号「〇番〇号」の内「〇番」を用いることもできます。
 [例] (住所) 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
 ⇒ (新本籍) 広島市〇〇区〇〇町〇番

届出人署名 …… 署名をしてください。押印は任意です。

離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届) 令和〇年〇〇月〇〇日届出 広島市〇〇区〇〇区長 (届出先)		受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
		送付 令和 年 月 日 第 号	広島市 区長 印
		書類調査 戸籍記載 記載調査	府 票 住民票 通知
(1) (よみかた) 現在の氏名(離婚届とともに届け出る時は、離婚前の氏名) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	この 氏 甲野	うめこ 名 梅子	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平成
(2) 住 所 (住民登録をしているところ)	広島市東区東蟹屋町 9番 38-202号 番地		
(3) 本 籍 (現在の本籍)	広島市南区皆実町一丁目 5番 番地		
(4) (よみかた) 変更前(現在称している氏) 氏	この 氏 甲野	変更後(離婚の際に称していた氏) この 氏 甲野	
(5) 離婚年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍 (これからの本籍)	広島市中区国泰寺町一丁目 6番 番地		
(7) その他			
(8) 届出人署名 (※押印は任意) 変更前の氏名	甲野 梅子 印		

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要です。必ず書いてください。

住所を定めた年月日
年 月 日

連絡先(昼間連絡のとれるところ)
 自宅
 携帯
 勤務先
 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

※ この届出をされても子の戸籍に変動はありません。
 子を離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所で「子の氏の変更許可の申出」をして許可を得たのち「許可の審判書」を添付して「入籍届」をしてください。

詳しくは、区役所市民課・出張所へお問い合わせください。